平成２９年（フ）第３２３号
札幌市中央区南６条西９丁目1026番地13　ガイアールＳ６―301号
債務者　東山　摩衣
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３９号
札幌市北区屯田９条４丁目１番２―404号
債務者　桐山　義之
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４６号
札幌市北区麻生町４丁目８番23―401号
債務者　安藤　優子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６３号
札幌市白石区東札幌１条４丁目１番28号
債務者　前川　永利
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６９号
札幌市北区新琴似９条12丁目１番12号　フレンズ森川202号
債務者　小松　隆章
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８２号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目３番６―405号
債務者　数井　周子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８９号
札幌市豊平区美園４条８丁目１番11号　コーポ石倉Ａ―１号
債務者　織田　康江
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９４号
札幌市西区平和２条９丁目４番７号　シャイニングコート平和102号
債務者　奈良　美惠
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
福島県喜多方市関柴町上高額字上中1215番地２　アイナ203、前住所福島県喜多方市字小田付道下7130番地１　メゾンリバーサイド102号室
債務者　神田　　望
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
静岡県富士市森島511番地の１　ネクストライフ森島307号
債務者　望月　絹子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３０号
高知県南国市左右山549番地
債務者　島井　宏文
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２号
高知県南国市廿枝1827番地イの２
債務者　大和田昇一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４号
高知市仁井田1470番地１
債務者　川﨑　一男
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９号
高知市南宝永町11番１号　澤田マンション202
債務者　藤本　眞美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７号
北海道深川市１条２番３号　第３セントラルハイツ212
債務者　小田川順一郎
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
北海道旭川市２条通２丁目245番地の１　ナッツＳＰｉＲｉＴ３　402
債務者　北　　竜一
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７号
北海道旭川市東光11条１丁目１番６号
債務者　田中はるみ
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部